

障がいをお持ちの方へ ～福祉制度に関するお知らせ～

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144



町では、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、さまざまな福祉制度による支援を行っています。

【町が実施している福祉制度による支援と対象者・申請手続き】

事業名	対象者	内容	申請方法等
タクシー利用助成事業	町内に住所を有し、次に該当する方 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳 A1・A2・B1 ・精神保健福祉手帳1級・2級 ※自動車税の減免を受けている方は対象となりません。	在宅生活支援として、タクシー利用料金の助成をします。 ※申請月から1ヵ月あたり3枚のタクシー助成券を交付します。	必要に応じて所定の申請書を町に提出。 ※利用有効期限は当該年度末までです。 ※毎年申請が必要になります。
意思疎通支援事業	町内に居住する聴覚障がいのある方	必要に応じて、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。	必要に応じて所定の申請書を町に提出。
日常生活用具給付等事業	町内に住所を有する重度の障がいがある方(福祉施設入所を除く) ※障がい等により対象品目が異なります。お問い合わせください。	排泄管理支援用具、情報意思疎通支援用具、在宅療養等支援用具等を給付(貸与)します。	必要に応じて所定の申請書を町に提出。 申請書は用具購入前に見積書を添えて提出ください。
移動支援事業	町内に住所を有する方、または富士見町が援護主体となり他の市町村のグループホーム等に入居している方で身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている方	障がいにより、屋外での移動が困難で個別の支援を要する方に対し、外出時(公共交通機関、医療機関等へ出向く場合等)の支援をします。	必要に応じて所定申請書を町に提出。 ※有効期限は当該年度末までです。 ※毎年申請が必要になります。
タイムケア事業	町内在住で在宅している重度心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児、重度身体障がい者、精神障がい者に該当する方	障がいにより、家庭において介護を必要とする方が、一時的に家庭介護を受けられない場合に支援をします。	必要に応じて所定申請書を町に提出。 ※毎年申請が必要になります。
町重度心身障害者福祉年金	町内在住で在宅している、次に該当する方 ・身体障害者手帳1級に該当する方 ・障害基礎年金1級9・10・11号に該当する方 ・特別児童扶養手当を受給している方	毎年7月・11月・3月に支給されます。 月額2,500円支給	所定申請書を町に提出。 ※申請月から支給対象となります。

- 上記の手続きには、手帳及び印鑑をお持ちください。(重度障害福祉年金は振込先の預金通帳をお持ちください。)
- 詳細についてはお問い合わせください。